

議案第 62 号

杉並区立南荻窪図書館外 3 施設の指定管理者の指定について
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和6年10月30日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

令和6年第4回区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区立南荻窪図書館外 3 施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立南荻窪図書館外 3 施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- （1）杉並区立南荻窪図書館
- （2）杉並区立下井草図書館
- （3）杉並区立今川図書館
- （4）杉並区立ゆうゆう今川館（施設維持管理業務に限る。）

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

TRC・丸善・大星すぎなみグループ
東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

杉並区立南荻窪図書館外 3 施設に係る指定管理者を指定する必要がある。
なお、この議案は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6
項の規定に基づき、提出するものである。